

京都市告示第454号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年12月15日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
岡崎経6号線	左京区岡崎南御所町7番地地先内	旧	メートル 3.20	メートル 6.15
		新	3.20	6.10 ~ 9.30
錦小路通	中京区壬生坊城町5番地の8地先内	旧	4.30	2.60
		新	4.30	3.31 ~ 3.32
山科東野経6号線	山科区東野南井ノ上町4番地の8地先から	旧	18.40	1.65 ~ 1.82
	同町5番地の2地先まで	新	18.40	1.82 ~ 5.68
将軍塚線	山科区厨子奥花鳥町7番地の3地先から	旧	78.00	4.50 ~ 7.20
	同町7番地の6地先まで	新	78.00	6.58 ~ 11.50

(建設局土木管理部道路明示課)